

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課長

厚生年金基金の設立要件について等の一部改正について

「厚生年金基金の設立要件について」等の一部を下記のとおり改正し、平成 15 年 9 月 1 日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

第 1 「厚生年金基金の設立要件について」の一部改正

「厚生年金基金の設立要件について（平成元年 3 月 29 日企年発第 23 号・年数発第 4 号）」の別紙「厚生年金基金設立認可基準取扱要領」の一部を次のように改正する。

第 2 の 4 の（5）の②中「基準日における」を「基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い」に改め、同③のイを

イ 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの

に改め、同③の次に④として、次のように加える。

④ 前記③のイに「その他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

ア 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数

イ 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

第 2 の 4 の（6）の③のウを次のように改める。

ウ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を前記（5）の②に規定する予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算する方法（当該指標が前記（5）の②に規定する予定利率を上回る場合に限る。）

第 2 の 9 を次のように改める。

9 次のいずれか1の場合に該当するときは、認可基準第3の7における給付水準が下がる場合として取り扱うこと。ただし、加入員（受給者を除く。）の給付設計の変更の際し、(3)に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入員に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、(1)及び(2)のいずれにも該当しないときは、給付水準が下がる場合として取り扱わないものとする。なお、給付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、加算年金の額を前記4の(5)の①のウに規定する方法により算定している基金にあっては、当該加算年金の額の再評価等に用いる指標として、当該指標の過去5年間の実績値の平均を当該指標の予測値として計算するものとする。

第2 「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正

「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成14年3月29日年企発第0329003号、年運発第0329002号）」の一部を次のように改正する。

別紙1「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準」中

	<p>⑧ 支給の繰下（老齢給付金、脱退一時金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢給付金の支給要件を満たす者であって、老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。（法第37条第1項） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰下げによる増額率は、繰下げ期間に応じて定められるものであること。この場合、少なくとも年当たりの増額率の算定基礎となる予定利率は下限予定利率を下回らないこと。ただし、法第41条第2項第2号の脱退一時金に係る当該予定利率については、この限りではないこと。 ・ 繰下げの申出をした者に対する老齢給付金の支給は、規約で定める時から始める。（法第37条第2項）
--	---	---

を

	<p>⑧ 支給の繰下（老齢給付金、脱退一時金）</p>	
--	-----------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢給付金の支給要件を満たす者であって、老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。(法第37条第1項) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰下げの申出をした者に対する老齢給付金の支給は、規約で定める時から始める。(法第37条第2項)
--	---	---

に改め、

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者負担をする移行適格退職年金受益者等の加入者資格を、加入者がその資格を喪失することを選択できるものとする。(令附則第7条) 	
--	---	--

の下に次のように加える。

<p>3-10. 厚生年金基金からの移行に関する経過措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 確定給付企業年金の加入者の資格を喪失した者のうち、厚生年金基金の加入員期間を有する脱退一時金の受給権者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該者の希望に応じ当該脱退一時金相当額の交付を連合会に申し出る旨を確定給付企業年金の規約に定めること。 ・ 移行後に加入する者については、この経過措置は適用されないこと。
----------------------------------	---	--

であって加入者期間（厚生年金基金の加入員期間を含む。）が15年未満の者に係る当該脱退一時金相当額の交付を厚生年金基金連合会に申し出ることができること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）附則第9条）

- ・ 終了した確定給付企業年金の残余財産の分配を受ける者であって、厚生年金基金の加入員期間を有する者及びその遺族に係る当該残余財産の交付を厚生年金基金連合会に申し出ることができること。（厚生年金基金令（昭和41年政令第324号）附則第10条）

- ・ 当該者の希望に応じ当該残余財産の交付を連合会に申し出る旨を確定給付企業年金の規約に定めること。
- ・ 移行後に加入する者については、この経過措置は適用されないこと。

年発第0530001号
平成15年5月30日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長

「確定給付企業年金制度について(平成14年3月29日年発第0329008号)」
の一部改正について

標記について、「確定給付企業年金法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成15年政令第239号）」及び「確定給付企業年金法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成15年厚生労働省令第100号）」が平成15年5月30日に公布されたこと等に伴い、下記のとおり改正し、平成15年9月1日から適用することとしたので、貴管下の厚生年金基金等の指導について、遺憾のないよう配慮されたい。

記

「確定給付企業年金制度について（平成14年3月29日年発第0329008号）」の一部を次のように改正する。

第1の2の(2)を次のように改める。

- (2) 次のいずれか一の場合に該当するときは、給付の額の減額として取り扱うこと。ただし、加入者(受給権者を除く。)の給付設計の変更に際し、③に該当する場合は、少なくとも5年程度は各加入者に当該変更が行われなかったとした場合の最低積立基準額を保証する経過措置を設けており、かつ、①及び②のいずれにも該当しないときは、給付の額の減額として取り扱わないものとする。なお、給

付現価又は最低積立基準額の計算に用いる基礎率は、給付設計の変更前後で同一のものを用いることとし、給付の額の算定において、規則第28条第1項に規定する指標を用いている場合にあつては、当該指標の直近5年間の実績値の平均値を当該指標の見込みとして用いて計算するものとする。

第3の5を第3の6、第3の4を第3の5、第3の3を第3の4とし、第3の2の次に第3の3として次のように加える。

3 規則第29条第1項第2号に「その他の客観的な指標であつて、合理的に予測することが可能なもの」とあるが、例えば、次に掲げるものはこれに該当するものであること。

- ① 総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数
- ② 厚生労働省において作成する年平均の賃金指数

(以上省略)

事務連絡
平成15年5月30日

地方厚生（支）局社会保険課
厚生年金基金担当者 殿
確定給付企業年金担当者 殿

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課

厚生年金基金及び確定給付企業年金に関するQ&Aの送付について

標記について、別添のとおり、Q&Aを作成しましたので、厚生年金基金等からの照会・相談の対応に当たっては留意いただくようお願い申し上げます。

なお、本件に関しご不明な点がありましたら、当課担当者（勢埜、設楽、由井）まで御照会していただくようお願い申し上げます。

記

質問1：いわゆるキャッシュバランスプランにおける給付の額の算定に用いる数値

いわゆるキャッシュバランスプランにおいて、給付の最低保証に相当する額を一定期間ごとに指標に応じて額改定することの可否について

質問2：給付減額の取扱い

給付設計変更から5年経過していない場合において、再度給付設計を見直す（減額する）ことの可否について

給付の額の算定に用いる数値について

【質問1】

当社では、受給者について、確定給付企業年金法施行規則第28条第2項第2号口の給付の額の改定を行う仕組みを導入し、かつ、いわゆる給付の額の算定にもちいる数値について、給付の最低保証に相当する額についても、一定期間ごとに、その時々々の予定利率の下限を下回らない範囲で国債の利回りを用いて作成した利率に応じて改定したいと考えています。

給付の最低保証に相当する額となる額の改定に用いる利率を国債の利回りの動向からどのように計算するかはあらかじめ規約で定めておきますし、受給者への影響を考え、最低保証に相当する額に具体的にどのような改定が起こり得るかについてよく説明して同意を得ることとし、かつ、裁定時に年金に代えていわゆる選択一時金を受給することもできるようにしようと考えております。このような給付設計は可能でしょうか。

【回答】

差し支えないと考えられます。

給付減額の取扱いについて

【質問2】

当基金では、近年、掛金の負担が極めて重くなりつつあり、一昨年加入員の給付減額を行ったところですが、その後運用環境が厳しさを増し、掛金額の増大から再度の給付減額を検討せざるを得ない状況となっています。

厚生年金基金設立認可基準では、掛金負担困難との理由で給付減額を行う場合には設立時又は直近の給付水準の変更から5年以上経過していることが例示されていますが、近年の経済金融環境に鑑み、再度の給付減額に取り組むことは可能でしょうか。

【回答】

年金制度は長期的な制度であり、給付設計の変更をはじめ制度の見直しについては、長期的観点に立って、将来の給付と負担の関係の見直しなどもよく検討したうえで、行う必要があります。

厚生年金基金設立認可基準では、こうした年金制度の制度設計のあり方なども踏まえて、給付減額を行うことができる場合についての基準が示されており、そのひとつとして、掛金負担困難との理由で給付減額を行う場合には設立時又は直近の給付水準の変更から5年以上経過していることが例示されています。

ただし、近年の経済金融環境の変動が極めて大きなものであることを踏まえると、ご相談のようなケースで、掛金負担の増大の程度が企業経営を揺るがしかねないほど大きなものである等特段の事情がある場合には、再度の給付減額に取り組むこともやむを得ないケースがあるものと考えられます。